

大口町木造住宅耐震診断事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛知県木造住宅耐震診断費補助金交付要綱の規定に基づき、大口町（以下「町」という。）が行う木造住宅耐震診断事業の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧基準木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（在来軸組構法及び伝統構法の戸建、長屋、併用住宅及び共同住宅で貸家を含む。）をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (2) 耐震診断員派遣事業 町が配布する簡易耐震診断票により自ら診断を行った上で耐震診断を希望する旧基準木造住宅の所有者に対し、町が愛知県に登録した耐震診断員を派遣し、木造住宅耐震診断を実施する事業をいう。
- (3) 木造住宅耐震診断 改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて耐震診断員が実施する旧基準木造住宅に対する耐震に関する診断をいう。
- (4) 耐震診断員 愛知県木造住宅耐震診断員養成講習会を受講、修了し、愛知県に登録した者をいう。
- (5) 簡易耐震診断票 町が作成し、配布する「わが家の簡易耐震診断票」をいう。
- (6) 申請者 町内に旧基準木造住宅を所有する者（借家人、賃借人を除く。）をいう。
- (7) 派遣業務受託者 町がこの事業の実施にあたり業務委託契約により耐震診断員の派遣を委託する団体をいう。

(対象建築物)

第3条 耐震診断員派遣事業の対象となる建築物は、次の各号に掲げるすべての条件を満たすものとする。この場合において、当該建築物が貸家であるときは、

木造住宅耐震診断を受けることにつき居住者の同意が得られているものに限るものとする。

(1) 2階建て以下の旧基準木造住宅

(2) 簡易耐震診断票（様式第1）による自己診断を行った旧基準木造住宅

（申請手続）

第4条 この要綱による耐震診断を受けようとする者は、専門家耐震診断申請書（様式第2）を町長に提出するものとする。

2 前項の規定による申請書の提出期限は、町長が別に定める。

（申請資格）

第5条 この事業による木造住宅耐震診断を受けるためには、第2条第1号に規定する旧基準木造住宅に該当し、かつ、同条第6号に該当する申請者による申請でなければならない。

（派遣の可否の決定及び通知）

第6条 町長は、第4条による申請があったときは、耐震診断員の派遣の可否を決定し、大口町木造住宅耐震診断員派遣事業決定（却下）通知書（様式第3）により、申請者に通知するものとする。

（申請者の選考）

第7条 申請者の数が当該年度に実施可能な棟数を越えた場合は、申請書を受理した順により診断員の派遣を決定するものとする。

2 前項の規定により選考から洩れた者は、当該年度の申請書を翌年度以降の申請書とみなすことができるものとし、町長は、大口町木造住宅耐震診断員派遣事業繰越通知書（様式第4）により、当該申請者に通知するものとする。

（適用の除外）

第8条 この要綱により耐震診断員の派遣を受けた旧基準木造住宅については、再びこの要綱の規定に基づく申請をすることができない。

（耐震診断員の派遣）

第9条 町長は、第6条の規定による派遣の決定後、派遣業務受託者に対し耐震診断員の派遣を依頼するものとする。

(業務委託)

第10条 耐震診断員派遣事業のうち木造住宅耐震診断を実施する派遣業務受託者は、社団法人愛知県建築士事務所協会、社団法人愛知建築士会その他建築士が所属する団体に委託して行うものとする。

(その他必要事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、木造住宅耐震診断事業の実施に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則 (平成15年大口町告示第65号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成15年5月1日から適用する。

附 則 (平成18年大口町告示第26号)

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年大口町告示第26号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年5月31日大口町告示第87号)

この要綱は、平成25年5月31日から施行する。

附 則 (平成31年3月27日大口町告示第26号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月28日大口町告示第19号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第3（第6条関係）

大口町木造住宅耐震診断員派遣事業決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

年 月 日に受理しました大口町木造住宅耐震診断については、下記
のとおり耐震診断員派遣の決定（却下）をしたので通知します。

記

- 1 受付番号
- 2 建物所在地

（却下理由）

様式第4（第7条関係）

大口町木造住宅耐震診断員派遣事業繰越通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

年 月 日に受理しました大口町木造住宅耐震診断については、下記のとおり耐震診断員派遣を次年度に繰越しましたので通知します。

記

- 1 受付番号
- 2 建物所在地